



# 金 沢 市 公 報

号外第30号の4

令和4年(2022年)12月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 消防局訓令甲	
● 訓令甲		○ 消防職員服務規程の一部改正について	
○ 職員服務規程の一部改正について (人 事 課)	1	(消防総務課)	2
● 告 示		● 公営企業管理規程	
○ 金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱の一部改正について	2	○ 金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	3
(介護保険課)	2	● 病院事業管理規程	
		○ 金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程	3
		(市立病院事務局)	3

## 訓 令 甲

### ● 金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

職員服務規程(昭和31年訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日

金 沢 市 長 村 山 卓

第3条第1項中「職員証をカードリーダー(職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。)に通して」を「庶務事務システム(市長が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。以下同じ。)を使用する方法により」に改め、同条第2項中「、遅参簿により本庁にあっては人事課長に、その他にあっては」を削り、同条第3項中「早退簿により」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する方法により職員の出勤状況を管理する者は、次の各号に掲げる課所の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。

(1) 各課所(出先機関(金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号。次号において「事務決裁規則」という。)第9条の規定により、年次有給休暇の処理に関する事項について専決できる出先機関の長等が勤務する課所をいう。次号において同じ。)を除く。) 所管課長

(2) 出先機関 事務決裁規則第9条の規定により、年次有給休暇の処理に関する事項について専決できる職員 第4条第1項中「課長(課長に相当する職を含む。)以上の職にある職員にあっては年次有給休暇届(様式第1号)、その他の職員にあっては年次有給休暇整理簿(様式第2号)」を「庶務事務システムを使用する方法(これにより難しい場合は、市長が別に定める方法)」に改める。

第5条第1項中「病気休暇、特別休暇、介護休暇等届(様式第3号)をあらかじめ提出しなければ」を「庶務事務システムを使用する方法(これにより難しい場合は、市長が別に定める方法)によりあらかじめ届け出なければ」に改め、同条第2項中「病気休暇、特別休暇、介護休暇等届」を「前項の規定による届出」に改める。

第10条の見出し中「提出できなかった」を「届出ができなかった」に改め、同条中「病気休暇、特別休暇、介護休暇等届をあらかじめ提出できなかった」を「あらかじめ第5条第1項の規定による届出ができなかった」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第12条第1項中「病気休暇、特別休暇、介護休暇等届により」を「上司に」に改める。

第13条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第1号に該当するときは、庶務事務システムを使用する方法(これにより難しい場合は、市長が別に定める方法)によるものとする。

第13条第1号中「とき(様式第3号)」を「とき。」に改め、同条第2号中「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「とき」を「とき。」に改める。

第14条の見出し中「、届書の提出」を「及び届出の方法」に改め、同条中「人事課長に提出しなければ」を「行わなければ」に改める。

第15条の2中「文書」を「供覧の方法」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号から様式第3号まで 削除

附 則

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 服務記録整理規程(昭和31年訓令甲第16号)は、廃止する。

告 示

●金沢市告示第306号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱(平成28年告示第341号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日

金沢市長 村 山 卓

様式第1号中

「

生 年 月 日	年 月 日
性 別	

」を「

個 人 番 号	
生 年 月 日	年 月 日

」に、

「

事業者の事業所名	事業所の所在地

」を

「

事業者の事業所名	
事業所の所在地	
事業所番号	

」に

改める。

附 則

この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局  
消 防 署

消防職員服務規程(昭和34年消防本部訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日

金沢市消防長 藏 義 広

第14条中「職員証をカードリーダー(職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。)に通して」を「庶務事務システム(消防長が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。)を使用する方法により」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月19日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

### ●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市企業局職員就業規則及び金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市企業局職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市企業局職員就業規則(昭和32年公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第17条中「職員証をカードリーダー(職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。)に通して」を「庶務事務システム(管理者が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。)を使用する方法により」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市企業局職員の給与に関する規程(昭和52年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(特殊勤務手当等の実績管理)

第15条 特殊勤務手当(日額をもって定めるものに限る。)及び待機手当の実績の管理については、庶務事務システム(管理者が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。)を使用する方法により行うものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、管理者が別に定める方法によるものとする。

様式を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 病 院 事 業 管 理 規 程

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月19日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

### ●金沢市病院事業管理規程第7号

金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市立病院職員就業規則(平成25年病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第15条中「職員証をカードリーダー(職員証に登録された内容を読み取る装置をいう。)に通して」を「庶務事務システム(管理者が指定する情報通信技術を利用した職員の勤務の管理等を行うためのシステムをいう。)を使用する方法により」に改める。

第19条の見出し中「早退等」を「早退」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年(2022年)12月19日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄